

資料 2

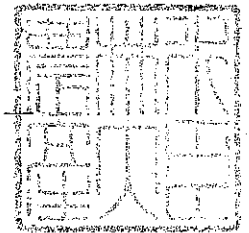
17 消安第 7529 号

平成 17 年 10 月 24 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 岩永 峯



日本農林規格又は品質表示基準の制定、改正又は廃止について（諮問）

下記のとおり、日本農林規格又は品質表示基準の制定、改正又は廃止を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条の 2 及び第 19 条の 8 第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- ① 量表の日本農林規格（昭和 48 年 1 月 12 日農林省告示第 15 号）の改正
- 2 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和 60 年 4 月 20 日農林水産省告示第 531 号）の改正
- 3 果糖品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1646 号）の廃止
- 4 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1653 号）の改正
- 5 しいたけ品質表示基準の制定

畳表の日本農林規格の見直しについて（案）

平成18年3月24日
農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定に基づき、畳表の日本農林規格（昭和48年1月12日農林省告示第15号）について、取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 内容

畳表は、畳の主原料としてその品質に大きく影響することから、実需者との取引において合理化を図るため畳表について標準が必要であり、現状の製造・取引実態を踏まえ、畳表の日本農林規格について、

- (1) 等級区分（特等、1～3等、等外）のうち、格付実績のほとんどない3等及び等外を廃止する
 - (2) 現行は、等級に関わらず、かつ、つき出し（い草の根元側）とうら毛（い草の先端側）の区別なく耳毛の長さの基準を規定しているが、いぐさの良質な部分が織り面を占める上で大きく影響を与えることから、等級ごとにつき出しとうら毛のそれぞれの長さの基準を明確にする
 - (3) 重さは、畳表の品質（緻密さ、強度等と関連する）の指標として重要であることから、より厳密な基準とするため、1枚当たりの重量から1㎡当たりの重量へ変更して明確化する。また、良質な製品を提供する観点から基準値を引き上げる
 - (4) 原料いぐさの産地の違いは製品である畳表の品質の差異に大きな影響を与えることから、表示の基準に「原料いぐさの産地名」を新たに規定する
また、現行の基準では「産地名」として製織地名を表示していることから、これを「製織地名」に変更する
 - (5) 格付を行った年月日の表示は不正格付防止の効果があると考えられることから、表示の基準に「格付年月日」を新たに規定する
- 等の改正を行う。

畳表について

1 規格の位置づけ

畳表のJAS規格については、国土交通省の定めた「公共住宅建設工事共通仕様書」の畳の基準の中にJAS規格に適合した畳表を使用することが規定されており、また、畳のJIS規格においても、畳表の基準としてJAS規格が引用されているところである。

このように、畳表のJAS規格は、畳表の使用の指標として、また、畳自体の業者間取引における目安として、使用の合理化及び取引の単純公正化に大きく貢献しており、「標準規格」として位置づけられる。

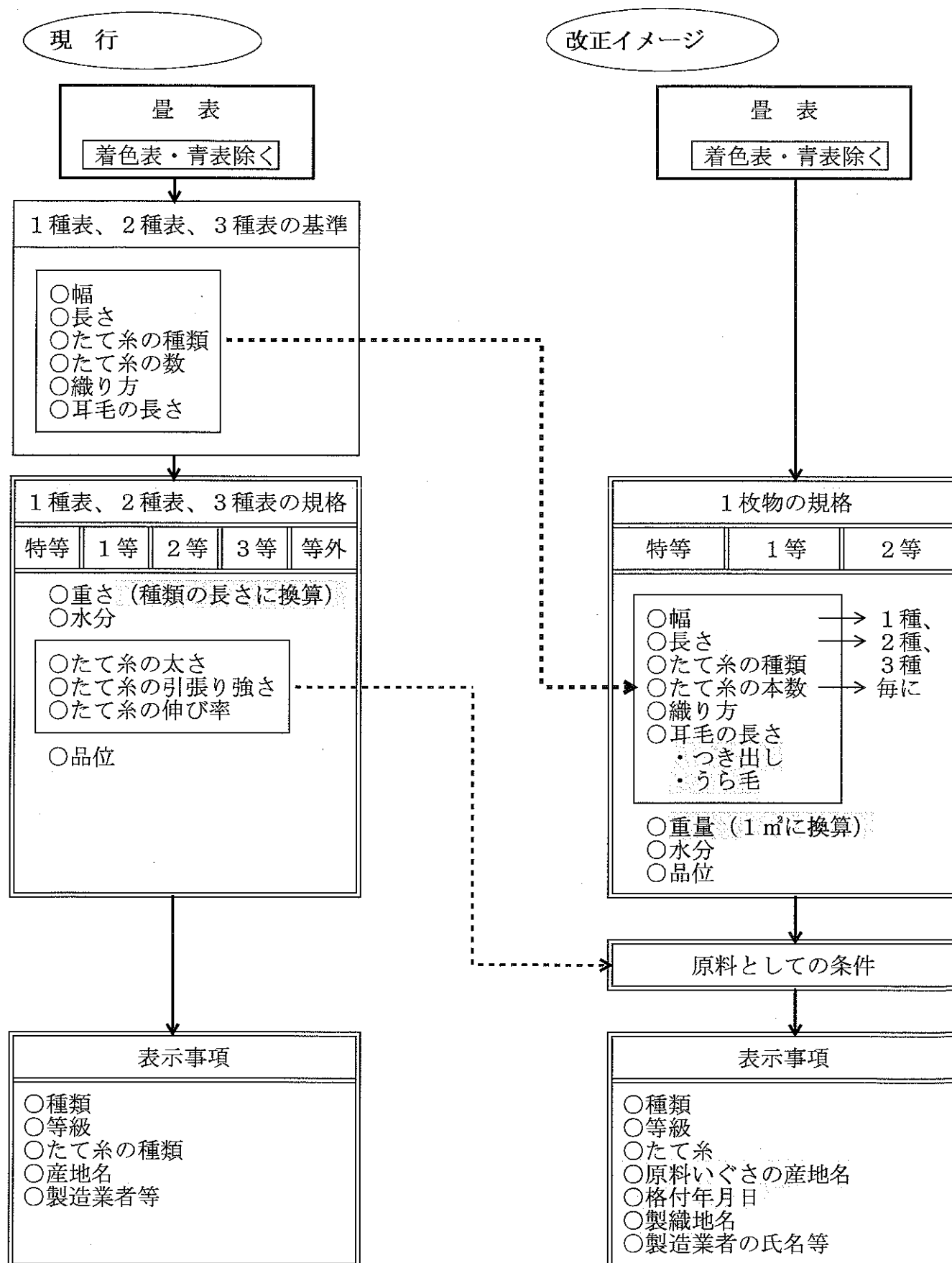
2 生産状況及び規格の利用実態

国内製造業者数	1, 349 業者 *	
小売販売額の増減率	▲ 1 %	
	国内生産量及び総生産額の推移	
	年次	国内生産量 千枚
		総生産額 億円
	12	13,872
	13	10,599
	14	10,500
	15	10,000
格付率	7 %	
	平成15年格付実績	
	等級	数量(枚)
	特等	4,590
	1等	201,446
	2等	1,980,615
	3等	32,636
	等外	0
	計	2,219,287
他法令での引用	あり	
	①畳のJIS規格 (A 5902-2004)	
	②公共住宅建設工事共通仕様書 (国土交通省)	

* いぐさ生産農家数

(いぐさ生産農家が、畳表(長表)の製造を行っている。)

現行と改正イメージ対照図



改	正	案	現	行																																			
	量表の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、量表（着色表及び青表を除く。）のうち、 <u>1枚物</u> に適用する。 (定義) 第2条 [略]	量表の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、量表（着色表及び青表を除く。）のうち、 <u>1枚物</u> に適用する。 (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	量表の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、量表（着色表及び青表を除く。）のうち、 <u>1種表、2種表及び3種表</u> に適用する。 (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																																				
	<table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>原料いぐさ</td><td>刈取り後泥染（いぐさを染土（いぐさの乾燥促進、変色防止に効果を発揮する特有な土をいう。）を水に分散した液に浸漬する作業をいう。）して乾燥した量表の原料となるいぐさをいう。</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>着色表</td><td>着色剤（染料や顔料を塗料をいう。以下同じ。）による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した量表及び量表であつて着色剤による着色をしたものをいう。</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>長物</td><td>連続的に製織した量表であつて、<u>1量分等に相当するものとしての切り加工を施していないもの</u>をいう。</td></tr><tr><td>1枚物</td><td>長物を<u>1量分等に相当するものとしての切り加工を施したもの</u>をいう。</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	用語	定義	原料いぐさ	刈取り後泥染（いぐさを染土（いぐさの乾燥促進、変色防止に効果を発揮する特有な土をいう。）を水に分散した液に浸漬する作業をいう。）して乾燥した量表の原料となるいぐさをいう。	[略]	[略]	着色表	着色剤（染料や顔料 を塗料 をいう。以下同じ。）による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した量表及び量表であつて着色剤による着色をしたものをいう。	[略]	[略]	長物	連続的に製織した量表であつて、 <u>1量分等に相当するものとしての切り加工を施していないもの</u> をいう。	1枚物	長物を <u>1量分等に相当するものとしての切り加工を施したもの</u> をいう。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>量表</td><td>いぐさを緯として、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）をいう。</td></tr><tr><td>着色表</td><td>着色剤による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した量表及び量表であつて着色剤による着色をしたものをいう。</td></tr><tr><td>青表</td><td>七島いを緯として製織した量表をいう。</td></tr><tr><td>長物</td><td>連続的に製織した量表であつて、<u>1量分に相当するものとしての切り加工を施していないもの</u>をいう。</td></tr><tr><td>幅</td><td>側から側までの長さ（小目の部分を含め、耳毛の部分を除く。）をいう。</td></tr><tr><td>長さ</td><td>端から端までの長さをいう。</td></tr><tr><td>小目</td><td>両側の目せき織り（1本糸で幅狭く織ることをいう。）した部分をいう。</td></tr></table>	用語	定義	量表	いぐさを緯として、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）をいう。	着色表	着色剤による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した量表及び量表であつて着色剤による着色をしたものをいう。	青表	七島いを緯として製織した量表をいう。	長物	連続的に製織した量表であつて、 <u>1量分に相当するものとしての切り加工を施していないもの</u> をいう。	幅	側から側までの長さ（小目の部分を含め、耳毛の部分を除く。）をいう。	長さ	端から端までの長さをいう。	小目	両側の目せき織り（1本糸で幅狭く織ることをいう。）した部分をいう。	
用語	定義																																						
原料いぐさ	刈取り後泥染（いぐさを染土（いぐさの乾燥促進、変色防止に効果を発揮する特有な土をいう。）を水に分散した液に浸漬する作業をいう。）して乾燥した量表の原料となるいぐさをいう。																																						
[略]	[略]																																						
着色表	着色剤（染料や顔料 を塗料 をいう。以下同じ。）による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した量表及び量表であつて着色剤による着色をしたものをいう。																																						
[略]	[略]																																						
長物	連続的に製織した量表であつて、 <u>1量分等に相当するものとしての切り加工を施していないもの</u> をいう。																																						
1枚物	長物を <u>1量分等に相当するものとしての切り加工を施したもの</u> をいう。																																						
[略]	[略]																																						
[略]	[略]																																						
[略]	[略]																																						
用語	定義																																						
量表	いぐさを緯として、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）をいう。																																						
着色表	着色剤による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した量表及び量表であつて着色剤による着色をしたものをいう。																																						
青表	七島いを緯として製織した量表をいう。																																						
長物	連続的に製織した量表であつて、 <u>1量分に相当するものとしての切り加工を施していないもの</u> をいう。																																						
幅	側から側までの長さ（小目の部分を含め、耳毛の部分を除く。）をいう。																																						
長さ	端から端までの長さをいう。																																						
小目	両側の目せき織り（1本糸で幅狭く織ることをいう。）した部分をいう。																																						

2-5

耳毛	製織されたいぐさの根元又は先端が小目から出ている部分の総称をいう。
つき出し	耳毛のうちいぐさの根元部分をいう。
うら毛	耳毛のうちいぐさの先端部分をいう。
[略]	[略]
1㎡当たり の重量	1枚物の重量を1㎡の面積に換算したときの重量をいう。
[略]	[略]
[略]	[略]
綿糸	綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が50%未満のものをいう。
[削る。]	[削る。]

[削る。]

耳毛	製織されたいぐさの根元又は先端が小目から出ている部分をいう。
通織り	いぐさが織り幅を十分引き通るように製織することをいう。
耳糸	小目がほぐれないように耳毛の基部に施したたて糸（遊び糸）をいう。
麻糸	麻のみを原料とした糸をいう。
綿糸	綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率（日本工業規格（以下「JIS」という。）L1095（1999）に規定する試験方法による。）が50%未満のものをいう。
合成繊維糸	合成繊維を原料とした糸をいう。

2 この規格において、1種表、2種表及び3種表とは、幅、長さ、たて糸（耳糸を除く。以下同じ。）の数、たて糸の種類、織り方及び耳毛の長さがそれぞれの表の規定に適合する量表（長物を除く。）をいう。

種類	幅 (単位cm)	長さ (単位cm)	たて糸の数 (単位本)	たて糸の種類	織り方	耳毛の長さ (単位cm)
1種表	95.0 (+) 0.5	205以上	134(うち 合成繊維糸 の数は、44 以下であるこ と。)	麻糸、綿糸又は 合成繊維糸 (合成繊維糸 にあつては、 麻糸と併用す る場合に限る 。)	通織りと したもの	7.0 (±) 2.0
2種表	91.0 (+) 0.5	196以上	128(うち 合成繊維糸 の数は、42 以下であるこ と。)	同上	同上	同上

かつ、色段及び変色い
の混入が目立たないこ
と。

(2) 地合いがおおむね整
で、糸切れ、片ざしそ
の他の織り傷がないこ
と。

(3) 仕上げがおおむね良
好であり、かつ、汚れ
その他の欠点が目立た
ず、容易にほつれない
ように端止めしてある
こと。

(5) 格付年月日

次のいずれかにより記載すること。

ア 平成18年4月1日

イ 18.4.1

ウ 180401

エ 2006.4.1

オ 06.4.1

カ 060401

(6) 製織地名

星表を製織した場所の地名について、国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。

2 一括表示事項の項に規定する事項の表示は、別記様式により（別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。）、各星表ごとに端止めから6cm以内の箇所にしてあること。

表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示していないこと。

(1) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語

(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

2 製織に使用するたて糸は、別表3に規定する方法により試験した場合別表2に規定する基準を満たすものであること。

[削る。]

2 1種表、2種表及び3種表で、前項に規定する基準に該当しないものの等級は等外とする。

3 1種表、2種表及び3種表の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

区分	基準
一括表示事項	次に掲げる事項を一括して表示してあること。 (1) 種類 (2) 等級 (3) たて糸の種類 (4) 産地名 (5) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字
表示の方法	1 一括表示事項の項の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 種類 1種表にあつては「1種」と、2種表にあつては「2種」と、3種表にあつては「3種」と記載すること。 (2) 等級

(測定方法) 第4条 前条第1項の基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。	
事項	測定方法
1㎡当たりの重量	量表の短辺（左右の耳毛（うら毛）の端から端までをいう。）と長さを測定し面積を算出するとともに、計量器により量表1枚の重量を測定する。算出した面積と測定した重量を基に、次式により算出した重量を基準面積当たりの重量とする。 $1 \text{ ㎡当たりの重量 (kg)} = \frac{\text{測定した重量 (kg)}}{\text{算出した面積 (㎡)}}$
[略]	[略]
[削る。]	[削る。]
品位	1年ごとに別に定める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとする。

特等にあつては「特等」と、1等にあつては「1等」と、2等にあつては「2等」と、3等にあつては「3等」と、等外にあつては「等外」と記載すること。 (3) たて糸の種類 たて糸が麻糸のもの（麻糸及び合成繊維糸を併用したものを含む。）にあつては、「麻」と、綿糸のものにあつては「綿」と記載すること。 (4) 産地名 量表を製造した産地名について、国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。 2 一括表示事項の項に規定する事項の表示は、各量表ごとに端止めから6cm以内の箇所にしてあること。	
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していいこと。 (1) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示
(測定方法) 第4条 前条第1項の基準における重量、水分、たて糸の太さ、引張り強さ、伸び率及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。	
事項	測定方法
重量	計量器による測定値を1種表にあつては長さが20.5cm、2種表にあつては長さが19.6cm、3種表にあつては長さが19.1cmのものに換算した値を重量とする。
水分	電気抵抗式迅速水分計による測定値を水分とする。
たて糸の太さ、引張り強さ及び伸び率	JISL1095（1999）に規定する試験方法に準じて行うものとする。
品位	1年ごとに別に定める特等、1等、2等及び3等の標準品との比較によるものとする。

別表 1

種類	1種	2種	3種
幅	95.0 (+) 0.5 cm	91.0 (+) 0.5 cm	89.0 (+) 1.0 cm
長さ	103 cmの整数倍 (但し3倍までに限る。) (+) 5 cm	98 cmの整数倍 (但し3倍までに限る。) (+) 5 cm	96 cmの整数倍 (但し3倍までに限る。) (+) 5 cm
たて糸の本数	134本	128本	126本
2本芯	268本	256本	252本

(注) (十)を冠した数は、それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。

別表 2

たて糸の種類	基準			
	太さ (正量番手)	合糸本数	引張り強さ (N)	伸び率 (%)
麻 糸	麻番手5番手 (ジュート番手9.6番手) の太さ以上	[略]	[略]	[略]
綿 糸	綿番手20番手の太さ以上	[略]	[略]	[略]

別表 3

たて糸の太さ	JISL1095 (1999) (一般紡績糸試験方法) の9.4.1正量テックス・番手に基づき求めた番手をたて糸の太さとする。
合糸本数	JISL1095 (1999) (一般紡績糸試験方法) の9.15より数に基づき解読し、目視で確認できる単糸の数を合糸本数とする。

別表

たて糸の種類	基準			
	太さ (原糸番手)	合糸本数	引張り強さ (N)	伸び率 (%)
麻 糸	麻番手5番手 (ジュート番手9.6番手) 以上	—	49.0以上	5.0以下 (切断時)
綿 糸	綿番手20番手以上	4以上	27.5以上	12.0以下 (24.5N時)

たて糸の引張り強さ	JIS L1095 (1999) (一般紡績糸試験方法) の 9.5 単糸引張強さ及び伸び率の 9.5.1 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	JIS L1095 (1999) (一般紡績糸試験方法) の 9.5 単糸引張強さ及び伸び率の 9.5.1 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた伸びのつかみ間隔に対する比 (麻糸にあっては切断時、綿糸にあっては 24.5 N 時) をたて糸の伸び率とする。
綿以外の繊維の混紡率	JIS L1030-2 (1998) (繊維製品の混用率試験方法第 2 部：繊維混用率) の 5.9.2 正量混用率 a) 2 種類の繊維混用の場合に基づき求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

別記様式 (第 3 条及び第 4 条関係)

種類	
等級	
たて糸の種類	
原料いぐさの産地名	
格付年月日	
製織地名	
製造者	

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
- 3 この様式中「原料いぐさの産地名」とあるのは、これに代えて「いぐさの産地名」又は「産地名 (いぐさ)」と記載することができる。
- 4 表示を行う者が販売業者である場合には、この様式中の「製造者」を「販売者」とすること。
- 5 表示を行う者が輸入業者である場合には、この様式中の「製造者」を「輸入者」とすること。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成17年10月27日（木）
14時～

場所：農林水産省第2特別会議室
（本館4階）

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

- (1) 日本農林規格の見直しについて
 - ア 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正
 - イ 畳表の日本農林規格の改正
- (2) 品質表示基準の見直し等について
 - ア しいたけ品質表示基準の制定
 - イ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正
 - ウ 果糖品質表示基準の廃止
- (3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正について（案）
- 4 畳表の日本農林規格の見直しについて（案）
- 5 しいたけ品質表示基準の制定について（案）
- 6 果糖品質表示基準の廃止について（案）
- 7 JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職 名
○ 栗生 美世	(社)栄養改善普及会理事
○ 石井 胖行	(財)食品産業センター参与
○ 小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○ 田島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 富沢 彦昭	(社)全国中央市場青果卸売協会監事
○ 宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
磨井 弘美	熊本県経済農業協同組合連合会 い業市場課長
加藤 信子	関西生活者連合会理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
川畑 正美	主婦
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	(社)全国消費生活相談員協会
斉藤 永達	日本スターチ・糖化工業会 技術委員長
佐藤 清光	全日本 I S O 量振興協議会 会長
下川 賢彦	全国い製品卸商業団体連合会 副会長
土倉 修治	全国い製品卸商業団体連合会 会長
土橋 芳和	(社)日本缶詰協会技術部長
内藤 英代	消費科学連合会 企画委員
長谷川 朝恵	主婦
福井 陸夫	全国食用きのこ種菌協会 技術顧問
堀江 雅子	(財)ベターホーム協会常務理事
増田 勇	全日本量事業協同組合 理事長
本島 敏朗	全国い生産団体連合会 専務理事

○印：農林物資規格調査会委員

パブリック・コメント等募集結果

(畳表の日本農林規格の改正案)

1 パブリック・コメント (募集期間：17.11.14～17.12.13)

(1) 受付件数

畳表製造業業界団体	4 件
畳表製造業者	1 件
地方自治体	1 件
畳製造業業界団体	1 件
畳製造業者	1 件
合計	8 件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報によるコメント (募集期間：18.1.20～18.3.17)

受付件数

なし

【畳表の日本農林規格】

パブリック・コメントに寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
品質ばかりにとらわれすぎて、本来必要な安全性に関するものが不足しているのではないかと考えます。下記のようなことを検討願います。 ① いぐさの残留農薬の基準と安全データシートの添付義務 ② 染土中の重金属の安全基準と安全データシートの添付義務 ③ いぐさ染色に使用される添加剤（酸化チタン等）の安全データシートの添付義務 ④ 製織に使用するたて糸の安全データシートの添付義務 ⑤ いぐさに使用される着色剤の安全データシートの添付義務	① いぐさの栽培に使用する農薬については、農薬取締法で使用可能な農薬とその使用基準が示されており、栽培者にその遵守が義務付けられていることから、残留農薬の基準と安全データシートの添付義務付けは必要ないと考えています。 ② 染土中の重金属が製品の安全性に影響を及ぼすとは考えられていないことから、染土中の重金属の安全基準と安全データシートの添付義務付けは必要ないと考えています。 ③ 畳表の日本農林規格では、いぐさの染色を認めていません。 ④ 製織に使用するたて糸については、JISで定める方法で試験した場合に本規格の別表第2の基準を満たすものであることとしており、それ以外の項目が製品の安全性に影響を及ぼすとは考えられていないことから、たて糸に関する安全データシートの添付義務付けは必要ないと考えています。 ⑤ 畳表の日本農林規格では、いぐさへの着色剤の使用を認めていません。
着色表の定義からは、染土の中に着色剤を入れた場合はどうなのか、よくわかりません。もっと明確にする方がよいと思います。また、染土の定義に変色防止ということが書かれていますが、畳表の場合、酸化チタンと顔料は本来必要と思われる、安全なものなら使っても良いのではないかと思います。	本規格の第1条で、「着色表」は本規格の対象とならないと明記しており、第2条で「着色表」とは「着色剤（染料や顔料の塗料をいう）による着色をしたいぐさを製織した畳表」及び「着色剤による着色をした畳表」と定義しています。染土に着色剤（染料や顔料。酸化チタンも顔料の一種です。）を入れた場合も「着色剤による着色」に該当することから、本規格の対象外になります。 また、着色剤は、原料のいぐさの欠点を補正する目的で使用されることがほとんどであることから、本規格では使用を認めていません。

定義がないので、製造業者と販売業者の違いがあいまいではないかと思います。また、輸入品について、輸入業者と表示することになっていますが、間接輸入したものについては、日本国内で検査ができないということになるのでしょうか。	畳表の日本農林規格は、1枚物の畳表に適用されることから（第1条）、「製造業者」は、1枚物の畳表を製造する者となります。長物の畳表を仕入れて1枚物に切り加工を施した場合は、切り加工した者が製造業者となります。 「販売業者」は、1枚物の畳表を仕入れて販売する者です。 「輸入業者」は、外国産の1枚物の畳表を輸入する者です。 改正JAS法により登録格付機関制度は2月28日に廃止されましたが、経過措置により3年間は従前のとおり旧登録格付機関による格付を行うことが可能です。この場合、製造業者、販売業者、輸入業者を問わず、登録格付機関に格付を申請することが可能です。なお、登録格付機関は、格付を行う区域を定めているので確認が必要です。
表示の方法に「たて糸の種類」を規定しており、この中で「純綿糸」という表現がありますが、純綿糸の定義がないので誤解を招きかねないと思います。	畳表の業界関係者では、綿以外の繊維の混紡率が50%未満であれば綿糸と称していることから、本規格においても綿糸を同様に定義しています（第2条）。 御意見を踏まえ、分かりやすいように、「純綿糸」に「綿のみを原料とした綿糸」との説明を加え、「綿と綿以外の繊維を混紡した」綿糸は「混紡綿糸」と表すこととします。
従来のJAS2等は品質がよくないと評価がありました。改正を機に、品質の基準は、従来のJAS1等をJAS2等に位置付ける等グレードアップをしてもらいたい。	改正案のJAS2等はおおむね従来のJAS1等に該当するよう、品質基準を引き上げています。
たて糸について綿ダブルが規定されているが、ダブルの場合、混紡糸が入ると畳表にしわが発生すると考える。綿ダブルは規格に不必要と考える。	製品実態を踏まえて混紡糸ダブルについて規定しています。畳表のしわについては、本規格の第3条に品位として規定した地合、仕上げの状態、その他の欠点の基準に照らして、規格に適合しているか否かを判断することになります。
1種、2種、3種の表記があるが、判りにくいので、1種（本間）、2種（三	1種、2種、3種は、現行規格の1種表、2種表、3種表に対応するものであり、

六間)、3種(五八間)とすべきである。	業界関係者の間では十分に理解されと考えています。
規格の表示の基準に、一括表示事項として、格付の「表示年月日」の追加(表示義務付け)を強く望みます。 <同様の意見5件>	格付を行った「年月日」を製品に記載させることは、不正格付防止の効果があると考えられることから、御意見を踏まえ、一括表示事項に「格付年月日」を規定することとします。
規格の品質の基準として規定する「耳毛の長さ」は、必ず畳表の両側に対して適用することにして欲しい。 <同様の意見4件>	御意見を踏まえ、品質の判定に厳密を期するため、「耳毛の長さ」は畳表の両側に対して適用することとします。
たて糸の本数が種類別に1つの数値に固定されており、畳表の目数が決まってしまうが、目数は60目台の範囲であれば柔軟性があってもよいと思います。たて糸の本数に自由度を持たせる規格とし、表示事項として「たて糸の本数」を規定し、情報として明示すればよいと考えます。	畳表の日本農林規格は、取引の単純公正化等を図ることを目的として、一般に広く流通する畳表を対象としたものであり、畳のJIS規格や公共住宅建設工事共通仕様書に引用されています。また、格付するかどうかは任意の制度となっています。 実需者の要望等を受けて規格対象外の製品を製造・販売することは何ら制限されていません。 たて糸の本数については、現行規格の製品が幅広く流通している実態を踏まえて、今回の見直しにおいて改正しなかったものです。